

一般社団法人日本木材学会倫理委員会に関する規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本木材学会（以下「本学会」という）に、本学会における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、倫理委員会（以下「委員会」という）を置き、委員会の運営はこの規則の定めるところによる。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「一般社団法人日本木材学会倫理綱領」（以下「倫理綱領」という）に基づいて公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 「倫理綱領」に違反する不正行為の疑いが生じた場合の調査、審理及び判定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長（会長が理事から指名する）
- (2) 副会長のうち会長が指名する者1名
- (3) 理事のうち会長が指名する者2名
- (4) 編集委員長
- (5) その他委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の任務を総括するとともに、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員会で選任する。

- 2 副委員長は、委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、常任理事会の協力を得て、事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 第2条第2号に規定する不正行為の疑いが生じた場合の調査、審理に係る手続きは、本学会における会員の不正行為の調査・審理に関する規則の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成23年1月22日から施行する。

2 この規則の施行において最初の任命に係る第3条の委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年の総会日までとする。